

事業主のみなさま、職場の健康保険事務担当のみなさまへ

退職や入社で、従業員の方の健康保険資格に異動があったとき、またはその被扶養者の資格に異動があったときは、国民健康保険（国保）にもその方の届け出が必要です。

そのようなときは、すみやかに **国保への加入、脱退の届け出をされるように従業員の方にご連絡いただくとともに、退職時は離脱証明書の発行をお願いいたします。**



従業員の方が入社したとき・やめるとき お願い

保険の二重加入を防ぐために

入社したとき

健康保険証発行に時間がかかるときは
資格取得日がわかる証明書の交付

*マイナンバーを利用した情報連携により、交付が必要な場合もあります。

やめるとき

離脱証明書の発行

*マイナンバーによる情報連携に反映されるよう、すみやかに従業員の資格異動について協会けんぽ、健康保険組合等へ届け出してください。

職場の健康保険と国民健康保険（国保）

職場の健康保険に入っている人や75歳以上（一定の障害がある人は65歳以上）で後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人は、いま住んでいる市町村の国保に加入することになっています。（これを「国民皆保険制度」といいます。）

ところが、職場をやめて健康保険の資格がなくなったのに国保へ加入届けをしなかったり、逆に入社して健康保険の資格ができたのに国保への脱退届けをしなかったり（二重加入）することがあります。

これらの届け出が遅れると、その間の保険給付が受けられなかったり、職場の健康保険と国保の両方に保険税（料）を支払うことになったりします。健康保険の資格に異動があったときは、すみやかに届け出をすることが大切です。

国民皆保険制度とは…

わたしたちは、いつ病気になったり、ケガをしたりするかわかりません。いざというとき安心して医療が受けられるように、すべての人は、いずれかの健康保険に必ず加入しなければなりません。これを**国民皆保険制度**といいます。

Q & A 職場をやめたとき

Q 職場をやめたら、健康保険はどうなるのですか？

A 健康保険は、すべての人人が必ず加入しなければなりません。そのため、次の4つのうち、いずれかの手続きをする必要があります。

また、資格がなくなった健康保険証は使用できませんので、必ず返却してください。

- 国民健康保険に加入
- 再就職先の健康保険に加入
- 今まで加入していた健康保険の任意継続（2年間）
[一定の条件が必要]
- 家族などの加入している健康保険に被扶養者として加入

Q 国民健康保険（国保）への加入には、届け出が必要ですか？

A はい、必要です。

こちらの手続きは、市町村国保担当窓口で行えます。手続きには「社会保険の離脱証明書」、「マイナンバーカード」（または「通知カード*」と「顔写真付き本人確認書類」）が必要ですので持参してください。

*上記手続き（届け出に必要なもの）は、市町村によって異なる場合があります。詳しくは市町村の国保窓口にお問い合わせください。

*通知カードは令和2年5月25日に廃止となりました。ただし、通知カードに記載されている住所・氏名などが住民票と一致している場合に限りマイナンバーの証明を行うことができます。



職場の健康保険に加入していて、会社などを退職・転職されたみなさまへ

会社などを退職したとき、健康保険の切り替えの手続きをしないでいると、今まで加入していた健康保険の給付が受けられずに全額自己負担となってしまうことがあります。そのようなことにならないよう国民健康保険への加入手続きは、すみやかに行いましょう。



退職・転職したとき

- | | |
|---------------------------------|---|
| (退職してから日にちを空けずに)
他の職場に再就職する人 | 再就職先の健康保険の被保険者となります。
※ただし、再就職先で健康保険に加入しない場合は、国民健康保険への加入手続きが必要です。 |
| 職場の健康保険を継続したい人 | 一定の条件を満たせば任意継続(2年間)ができます。 |
| 扶養家族になる人 | 家族が加入している健康保険の被扶養者となります。 |
| 自営業を営む人 | |
| 再就職しない人 | 国民健康保険への加入手続きが必要です。 |
| 退職してから再就職までに日にちが空く人 | |

※75歳以上の人（一定の障害がある人は65歳以上）は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※加入する健康保険により、保険税（料）の金額が異なります。詳しくは各保険者にお問い合わせください。

●国民健康保険に加入していて、就職したとき

就職したとき、健康保険の切り替えの手続きをしないでいると、保険税（料）の過払いをしてしまうことがあります。

- 職場の健康保険に加入する人 → 国民健康保険からの脱退手続きが必要です。

国民健康保険（国保）への

加入の手続き



国保に加入するには、届け出が必要です。届け出が遅れると、さかのぼって保険税（料）を支払ったり、医療費を全額自己負担したりしなくてはいけなくなります。

届け出の方法

退職した日の翌日（国保の資格は、この日から発生）から14日以内に、本人がお住まいの市町村の国保窓口へ届け出してください。

届け出に必要なもの

「社会保険の離脱証明書」、「マイナンバーカード」（または「通知カード*2」と「顔写真付き本人確認書類」）

*国民年金の加入手続きを同時にすると、年金手帳も持参してください。

社会保険の離脱証明書については、退職された会社（事業所）へお問い合わせください。



脱退の手続き



国保を脱退するには、届け出が必要です。届け出が遅れ、国保の被保険者証で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返さなくてはいけなくなる場合や、健診費用を後日負担していくだく場合があります。

また、届け出をしないと、保険税（料）を二重に請求されてしまうことになります。

届け出の方法

職場の健康保険に加入した日の翌日（国保の資格は、この日からなくなる）から14日以内に、本人がお住まいの市町村の国保窓口へ届け出してください。

届け出に必要なもの

「国保の被保険者証」、「加入した職場の健康保険証*1」、「マイナンバーカード」（または「通知カード*2」と「顔写真付き本人確認書類」）

*1 資格取得日がわかる証明書でも良い場合があります。

また、マイナンバーを利用した情報連携により、必要でない場合もあります。

*2 通知カードは令和2年5月25日に廃止となりました。ただし、通知カードに記載されている住所・氏名などが住民票と一致している場合に限りマイナンバーの証明をすることができます。

上記手続き（届け出に必要なもの）は、市町村によって異なる場合があります。詳しくは市町村の国保窓口にお問い合わせください。